

老発第 0319002 号
平成 15 年 3 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」の一部改正について

先般、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 28 号）が公布され、本年 4 月 1 日より、「1 の指定痴呆対応型共同生活介護事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、共同生活住居の数は 1 又は 2 とする（同日に現に 2 を超える共同生活住居を有しているもの（同日に現に 2 を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）は、当分の間、当該共同生活住居を有することができる。）」こととされたことを踏まえ、「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。